

浜松市災害弔慰金・見舞金内規

(趣旨)

第1条 この内規は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び浜松市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年浜松市条例第49条。以下「条例」という。)の適用がされない浜松市内における火災、風水害又は震災(以下「災害」という。)により被害を受けた世帯(以下「り災世帯」という。)に対し支給する災害弔慰金又は見舞金(以下「見舞金等」という。)について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この内規における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)住所 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住所又は居住地をいう。
- (2)住家 現実にその建物を直接居住の用に供しているものをいう。
- (3)世帯 生計を一にしている実際の生活単位をいう。ただし、同一住家内の親子夫婦が居住する住家又は学生等の寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するものについては、それぞれ一世帯として取扱うものとする。
- (4)全焼・全壊 災害により、「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日社施第99号)」第1の2(2)ア(ア)の程度の損害を受けたもの、又は被害住宅の残存部分に補修を加えても再び住家として使用できないものをいう。
- (5)半焼・半壊 災害により、「災害救助法による救助の実施について」第1の2(2)ア(イ)の程度の損害を受けたもの又は被害住宅の残存部分を補修を加えれば再び住家として使用できる程度のものをいう。
- (6)床上浸水 災害により、「災害救助法による救助の実施について」第1の2(2)ア(ウ)の状態となったものをいう。
- (7)重傷 災害により負傷し又は疾病にかかり1月以上の治療を要する見込みの傷病を受けたものをいう。
- (8)死亡 災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。

(弔慰金の支給)

第3条 市長は、災害により、本市に住所を有するり災世帯で生計を一にしている者が死亡したときは、その遺族に対し、弔慰金を支給する。

(弔慰金を支給する遺族)

第4条 弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1)死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する遺族のうち市長が適当と認めた者に支給することができる。

4 前3項の場合において、弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対し支給した弔慰金は、全員に対し支給したものとみなす。

(弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの弔慰金の額は、10万円を限度とする。

(弔慰金の支給の制限)

第6条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給を制限することができる。

(1) 死亡者が法第5条の規定に該当した場合は、弔慰金を支給しない。

(2) その他市長が特別の事情があると認めた場合は、弔慰金を支給しない。

(災害見舞金の支給)

第7条 市長は、災害によって次の各号に掲げる被害を受けた本市に住所を有するり災世帯の世帯主(世帯主が死亡した場合は新たに世帯主となるべき者。以下同じ。)に対して災害見舞金を支給する。

(1) 全焼又は全壊した場合

(2) 半焼又は半壊した場合

(3) 床上浸水した場合

(4) 世帯員が重傷を負った場合

(5) その他市長が特に必要があると認めた場合

(災害見舞金の額)

第8条 災害見舞金の額は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる金額を限度とする。

(1) 住宅の全焼又は全壊の場合

1～5人世帯員 100,000円

6人以上の世帯員 100,000円に世帯員1人増す毎に2,000円を加算した額

(2) 住宅の半焼又は半壊の場合

1～5人世帯員 50,000円

6人以上の世帯員 50,000円に世帯員1人増す毎に1,000円を加算した額

(3) 床上浸水の場合

1世帯 20,000円

(4) 重傷を負った場合

1人につき 50,000円

(災害見舞金の支給の制限)

第9条 災害見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給を制限することができる。

(1) リ災世帯の世帯員による故意又は重大な過失による場合は災害見舞金を支給しない。

(2) リ災世帯の世帯員がすべて死亡した場合は、災害見舞金を支給しない。

(3) その他市長が特別の事情があると認めた場合は、災害見舞金を支給しない。

(見舞金等の支給の決定)

第10条 市長は災害の発生を知ったときは、速やかに支給の要否を決定し、リ災世帯の世帯主又は遺族に支給する。

附 則

1 この内規は、平成9年4月1日から実施する。

2 昭和44年10月1日施行の内規は廃止する。

附 則

この内規は、平成13年10月1日から実施する。

附 則

この内規は、平成24年7月9日から実施する。